

物 件 送 付 依 頼 書

① 依頼年月日を記入 年 月 日

② 取扱警察署名を記入

警視庁

警察署長 殿

③ 依頼者の住所・氏名・電話番号を記入

〒 ー
住 所 _____
(フリガナ)
氏 名 _____
電話番号 _____
(携帯電話) _____

警察署を訪問することが困難であることから、次の方法により拾得物を送付してください。

なお、本依頼に基づき、下記送付先宛てに送付（配達）されたにもかかわらず、受け取らなかった場合は、本物件にかかる一切の権利を放棄したものと取り扱うことに異存ありません。

依頼物件	④ ④～⑥は、取扱警察署等の担当係員から教示を受け記入してください。	
上記物件の 受理年月日		⑤ 年 月 日
受理番号		⑥ 署 第 ー 号
送付先	☐ 上記住所、氏名等と同じ ⑦ いずれかにチェックしてください ☐ 下記宛てに送付してください。 (〒 ー) 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号 (携帯電話)	
送付方法	⑧ 「下記宛てに・・・」にチェックを付けた場合は、記載してください。 ⑨ 「宅配便（送料は着払い）」 「現金書留（送料は在中現金から充当）」 等と記入	

※ ご不明な点がある場合は、取扱警察署等にお問合せください。

「物件送付依頼書」作成上の留意事項

物件送付依頼書は、警視庁管内（東京都内）の警察署等で保管中の遺失物（拾得物）（以下総称して「物件」といいます。）について、警察署等の窓口での受取りが困難で郵送又は宅配便（以下「郵送等」という。）による送付を希望する場合に使用するものです。

作成に際しては、必ず、**事前**に**取扱警察署等へご連絡いただき、物件の受理番号その他所要の事項を確認**した上で、送付依頼の手続きをお願いします。

依頼書の作成要領	① : 物件送付依頼書を記載した日付をご記入ください。 ② : 該当する物件を取り扱った警察署名等をご記入ください。 ③ : ご依頼人の郵便番号、住所、氏名（フリガナ）及び電話番号をご記入ください。 ④ ~ ⑥ : 取扱警察署等に確認のうえ、ご記入ください。 ⑦ : いずれかにチェックを付けてください。 ⑧ : ⑦で「下記宛てに・・・」を選んだ場合、送付先住所等をご記入ください。 ★ ご本人以外の住所を送付先に指定する場合は、予め送付先の方に、物件が届く旨を必ずお知らせ願います（配達不能、受領拒否防止）。 ⑨ : 原則として「宅配便（送料は着払い）」となりますが、その他の方法をご希望の場合は、取扱警察署等に相談してください（下記留意事項(3)参照）。
依頼方法	物件送付依頼書、本人確認書類の写し（注1）及びその他必要書類（注2）を、取扱警察署等へ郵送またはFAXで送信してください。 記入漏れや書類の不備がございますと、ご依頼の物件をお送りすることができませんので、ご注意ください。 （注1）本人確認書類とは、ご依頼人の住所、氏名が確認できるもの（運転免許証、個人番号カード、健康保険証、社員証等）です。ただし、以下の書類については、マスキングを施してください。 ・ 個人番号カード : 個人番号及び二次元コードの部分をマスキング ・ 健康保険証 : 保険者番号、記号、番号及び二次元コードの部分をマスキング （注2）その他必要書類については、取扱警察署等からの案内に従ってください。
留意事項	（1）落とし物をされた方（遺失者）は、当該物件が警察署に届けられた日（受理年月日）から3か月以内に手続きをされませんと、所有権が無くなります。 また、落とし物を届けられた方（拾得者）は、お手元の「拾得物件預り書」に記載の「拾得者の物件引取期間」内に手続きをされませんと、所有権が無くなります。 （2）物件送付依頼書等が取扱警察署等に到着した順に、ご依頼人に物件をお送りしますので、お手元に到着するまでに日数を要する場合がございます。 （3）物件の送料（梱包料金が必要な場合はそれを含む。）は、原則として、着払いとなります。ただし、お送りする物件に「現金」が含まれる場合は、発払い（郵送料は在中現金から差引）とすることもございます。 （4）郵送等での搬送中の亡失、損傷事故について、警察では責任を負いかねます。 また、<u>郵送等の配達員が配達にお伺いした際にご不在等の理由で配達を受けられず、いわゆる「不在票」が入っていた場合は、不在票に記載の連絡先に連絡し、必ず物件を受け取ってください</u>（郵便局又は宅配業者の所定の留め置き期間内に物件を受け取らなかった場合、物件にかかる一切の権利を放棄したものとみなして取り扱う場合がございます。）。 （5）電子メールによる受付は、行っておりません。